

第二十条第一項、第二十一条及び第二十九条第一項中「被收容者」を「入所者」に改める。

(養護老人ホームの設備及び運営に関する基準及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正)

第十一条 次に掲げる省令の規定中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「第十八条第一項各号」を「第十九条第一項各号」に改める。

一 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和四十一年厚生省令第十九号)第五条

二 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十六号)第五条第一項及び第二項

(障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の一部改正)

第十二条 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和五十年厚生省令第三十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第六号中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「第二条第三項第五号」を「第二条第三項第九号」に改める。

第二条中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める。

(国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律施行規則の一部改正)

第十三条 国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号ニ(5)中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「第六十四条第一項」を「第六十九条第一項」に、「第二条第三項第五号」を「第二条第三項第九号」に改める。

(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正)

第十四条 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改め、同条第七号中「知的障害者更生相談所」の下に「、知的障害者デイサービスセンター」を加える。

(介護支援専門員に関する省令の一部改正)

第十五条 介護支援専門員に関する省令(平成十年厚生省令第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号イ中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「第十三条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同号ロ中「第四条第四項」を「第四条第五項」に改め、同項第三号中「社会福祉事業法第十八条第一項第一号から第三号まで」を「社会福祉法第十九条第一項各号」に改め、同号イ中「第二十一条の五」を「第二十一条の六」に改める。

(社会福祉主事養成機関等指定規則の一部改正)

第十六条 社会福祉主事養成機関等指定規則(平成十二年厚生省令第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「第十八条第一項第二号」を「第十九条第一項第二号」に改める。

第二条第一項、第三条第一項、第四条第一項、第十一条及び第十二条第一項中「第十八条第一項第二号」を「第十九条第一項第二号」に改める。

別表第三実習の項中「精神保健センター」を「精神保健福祉センター」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(公益質屋法施行規則の廃止に伴う経過措置)

2 第六条の規定による廃止前の公益質屋法施行規則は、この省令の施行前に公益質屋が締結した質契約について、この省令の施行後もなおその効力を有する。